

土木業第2299号
令和5年2月16日

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症による組合員負担分保険料の免除措置の終了について

本組合の事業運営については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」といいます。）に感染し1か月以上の治療を受けた組合員につきましては、組合員が負担すべき保険料の免除措置（対象期間：令和2年1月分から令和5年2月分保険料）を実施しているところです。

現在では、新型コロナワクチンの開発や接種率向上のほか、国からは感染症法における新型コロナの位置付けを見直す方針が示されるなど、免除措置を開始した当時と比べて新型コロナを取り巻く状況は大きく変化していることから、現在実施している組合員負担分保険料の免除措置を令和5年2月分をもって終了することとしましたのでご案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、管轄の組合事務所までお問い合わせください。

関東事務所 加入課 TEL 03-5210-4383

関西事務所 事務課 TEL 06-6941-6515